

## 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術件数

令和7年1月1日から12月31日まで

区分1に分類される手術	件数
ア. 頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ. 黄斑下手術等	1
ウ. 鼓室形成手術等	0
エ. 肺悪性腫瘍手術等	0
オ. 経皮的カテーテル心筋焼灼術	61

区分2に分類される手術	件数
ア. 鞣帯断裂形成手術等	1
イ. 水頭症手術等	0
ウ. 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	49
エ. 尿道形成手術等	0
オ. 角膜移植術	0
カ. 肝切除術等	20
キ. 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分3に分類される手術	件数
ア. 上顎骨形成術等	0
イ. 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ. バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ. 母指化手術等	0
オ. 内反足手術等	0
カ. 食道切除再建術等	0
キ. 同種死体腎移植術等	0

区分4に分類される手術	件数
腹腔鏡下及び胸腔鏡下手術	242

区分5に分類される手術	件数
ア. 人工関節置換術及び人工股関節置換術(手術支援装置を用いるもの)	25
イ. 乳幼児外科施設基準対象手術（1歳未満）	0
ウ. ペースメーカー移植術口 及びペースメーカー交換術	35
エ. 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び 体外循環を要する手術	0
オ. 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥疊切除術及び経皮的ステント留置術	150